

公共料金等関係の当面の課題について

平成 25 年 11 月 14 日

消費者庁消費生活情報課

1. 公共料金等の改定への対応 [P1～P5]

重要な公共料金等について、事業者から値上げ申請がされた場合には、所管省庁と協議を行い、物価問題に関する関係閣僚会議（以下「物閣」という。）に付議する。

当面は、10 月 29 日に中部電力が経済産業省に対して電力料金の値上げ認可申請を行ったことから、申請内容の検証を行う。

2. 消費税率引上げに伴う公共料金等の改定への対応 [P6]

JR や大手民鉄の鉄道運賃、バス運賃、郵便料金等の改定申請が見込まれる。改定申請がされた場合には、「消費税率引上げに伴う公共料金等の改定について」（平成 25 年 8 月 1 日 物価担当官会議申合せ）に照らして、所管省庁との協議を行い、物閣に付議する。

閣僚会議の開催について

平成 5 年 8 月 24 日
閣 議 口 頭 了 解
平成 10 年 12 月 15 日一部改正
平成 12 年 12 月 26 日一部改正
平成 18 年 4 月 28 日一部改正
平成 21 年 8 月 25 日一部改正
平成 21 年 11 月 17 日一部改正
平成 24 年 12 月 7 日一部改正

閣僚会議及び閣僚懇談会等については、「閣僚会議及び閣僚懇談会等の廃止について」（平成 5 年 8 月 13 日閣議決定）によりすべて廃止したところであるが、今回、以下の閣僚会議が必要と認められるので、別紙のとおり今後開催するものとする。

物価問題に関する関係閣僚会議

（以下略）

（別紙）

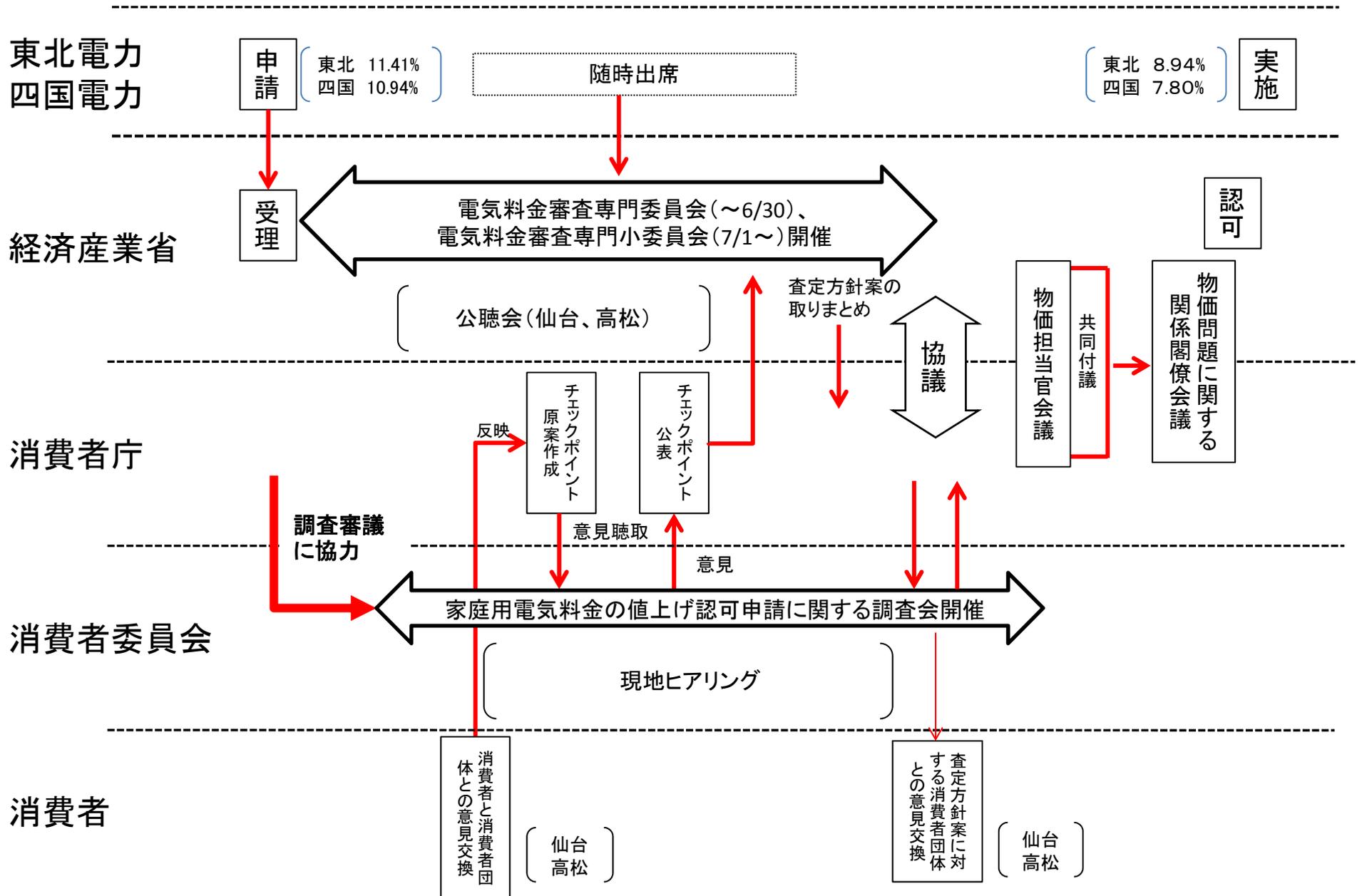
第 1 物価問題に関する関係閣僚会議

1. 長期及び短期にわたる物価安定対策に関する重要問題について協議することを目的として、物価問題に関する関係閣僚会議（以下「会議」という。）を随時開催する。
2. 会議の構成員は、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣（金融）、内閣府特命担当大臣（消費者）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）及び内閣官房長官とする。
会議には、必要に応じ、関係大臣その他関係者の出席を求めることができる。
3. 会議は、内閣官房長官が主宰する。
4. 会議の庶務は、消費者庁において処理する。

最近の「物価問題に関する関係閣僚会議」の開催実績

年月日	案 件	値上げ実施日
2012年7月20日	東京電力株式会社の料金改定	2012年9月1日
2013年3月29日	関西電力株式会社及び九州電力株式会社の料金改定	2013年5月1日
2013年8月2日	東北電力株式会社、四国電力株式会社及び北海道電力株式会社の料金改定	2013年9月1日

東北電力及び四国電力の料金改定認可申請のフロー



公共料金等の新規設定及び変更の取扱いについて（抜粋）
（平成23年3月14日 物価担当官会議申合せ）

物価問題に関する関係閣僚会議に付議する公共料金等

【注】「公共料金の種類」欄で括弧囲いした項目は、公共料金等が閣議を経て決定される場合（本文の記4.に該当）を示す。

所管	公共料金等の種類
総務省	<p>(1) 以下に掲げる郵便物、信書便物の料金の上限</p> <p>① 定形郵便物（25グラム以下のものに限る。）</p> <p>② 料金上限規制の対象となる25グラム以下の信書便物</p> <p>(2) NTT東西の加入電話、公衆電話、ISDNの料金に係る基準料金指数の算出方法の設定又は変更</p> <p>(3) NTT東西の加入電話、公衆電話、ISDNの料金につき、変更後の料金の料金指数が(2)の基準料金指数を超える変更</p>
財務省	<p>(1) 製造たばこの小売定価（定価の新規設定及び変更に係る製造たばこの国内市場占有率が50%を超える場合に限る。）</p>
文部科学省	<p>〔(1) 国立学校授業料の額の標準〕</p>
厚生労働省	<p>〔(1) 社会保険診療報酬（全体の改定率が引上げとなる場合に限る。）</p> <p>〔(2) 介護報酬（全体の改定率が引上げとなる場合に限る。）〕</p>
経済産業省	<p>(1) 一般電気事業者のうち、北海道電力、東北電力、東京電力、北陸電力、中部電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力の供給約款料金</p> <p>(2) 一般ガス事業者のうち、東京ガス、大阪ガス、東邦ガスの6大都市（東京、大阪、名古屋、京都、神戸、横浜）に係る供給約款料金（引上げとなる場合に限る。）（みなし一般ガス事業は除く。）</p>
国土交通省	<p>(1) 以下に掲げる鉄道事業者の旅客の運賃の上限の変更のうち重要なもの（運賃の認可が国土交通大臣に係るものに限る。）</p> <p>① JR旅客会社（北海道、東日本、東海、西日本、四国、九州）</p> <p>② 民鉄大手15社（東武、西武、京王、小田急、東急、京急、京成、相鉄、名鉄、近鉄、京阪、南海、阪急、阪神、西鉄）</p> <p>③ 東京地下鉄及び6大都市（東京都、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市をいう。以下同じ。）の公営地下鉄</p> <p>(2) 以下に掲げる一般バス事業者（一般乗合旅客自動車運送事業者）の旅客の運賃の上限の変更のうち重要なもの（運賃の認可が国土交通大臣に係るものに限る。）</p> <p>① 東京都特別区内に路線を有する大手民営事業者（国際興業、関東バス、西武バス、東急バス、京王バス東、京浜急行バス、小田急バス、京成バス、東武バスセントラル）</p> <p>② 6大都市の公営事業者</p> <p>(3) 東京都特別区に係るタクシー事業者（一般乗用旅客自動車運送事業者）の基本運賃（ハイヤー及び福祉輸送サービスに係る運賃を除く。）</p>

消費税率引上げに伴う公共料金等の改定について

平成 25 年 8 月 1 日
物価担当官会議申合せ

平成 26 年 4 月及び平成 27 年 10 月に予定されている消費税率(地方消費税率を含む。以下同じ。)引上げに伴う公共料金等の改定については、今般の消費税率引上げが段階的に実施されることにも配慮しつつ、下記のとおり取り扱うものとする。

記

1. 消費税率の引上げに伴い、公共料金等の改定申請がなされる場合には、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処する。その際には、公共料金等が物価及び国民生活に大きな影響を及ぼすことに鑑み、厳正に取り扱う。
2. 消費税率引上げに伴う税負担の転嫁と併せて、税負担以外の費用の変化等による公共料金等の改定申請がなされる場合には、個別案件ごとに厳正に対処する。その際には、公共料金等の特性に応じ、可能な場合には、事業全体又は料金体系全体として、税負担の転嫁に係る改定分と、それ以外の要因による改定分とを区別して公表する等、利用者等の十分な理解が得られるように努める。
3. 端数処理は、合理的かつ明確な方法により行う。また、事業全体又は料金体系全体で消費税率引上げに伴う税負担の適正な転嫁を行うことを前提として、個別の公共料金等の改定率に差を設けようとするときは、利用者負担の公平及び原価主義の観点から、合理的な限度を超えない範囲で調整する。
4. 消費税率の引上げを前提とした公共料金等の改定を、消費税率引上げの適用日前に実施することは認めない。
5. 消費税率引上げに伴う税負担の転嫁のための公共料金等の改定申請に係る手続については、通常必要となる申請書類・審査基準について、適切な情報を広く一般に提供するよう努めつつ、その運用をできる限り簡素化するなど、事業者の負担軽減を図る。

なお、公共料金等の妥当性の継続的な検証等の課題については、別途、消費者基本計画に基づき、引き続き検討していくこととする。